



宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第28号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2(条例附則第10条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第7項、第73条の24第1項から第3項まで(法第73条の24第6項の規定により適用する場合を除く。)、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第4項若しくは第6項の規定により減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法</p>	<p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第3項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2(条例附則第10条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第7項、第73条の24第1項から第3項まで(法第73条の24第6項の規定により適用する場合を除く。)、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項の規定により減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第3項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法</p>

第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額(免除・還付)申請書(別記様式第156号)の提出を求めなければならない。

様式第156号(その6)

[略]
付
受 印

県税・総務事務 所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	

地方税法附則第11条の4第4項(第5項)・第6項(第7項)の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額(還付)をしてください。
なお、別添証明書を添付します。

[略]

様式第160号(その7)(第56条関係)

[略]
付
受 印

県税・総務事務 所長 殿 年 月 日	申 告 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	

下記の不動産の取得については、地方税法附則第11条の4第4項・第6項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。
宮崎県税条例附則第10条の2第1項の規定により、別紙証明書を添えて申告します。

[略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則の規定中不動産取得税に関する部分は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額(免除・還付)申請書(別記様式第156号)の提出を求めなければならない。

様式第156号(その6) (第55条関係)

[略]
付
受 印

県税・総務事務 所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		電 話 番 号	

地方税法附則第11条の4第2項(第3項)・第4項(第5項)の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額(還付)をしてください。
なお、別添証明書を添付します。

[略]

様式第160号(その7)(第56条関係)

[略]
付
受 印

県税・総務事務 所長 殿 年 月 日	申 告 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		電 話 番 号	

下記の不動産の取得については、地方税法附則第11条の4第2項・第4項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。
宮崎県税条例附則第10条の2第1項の規定により、別紙証明書を添えて申告します。

[略]